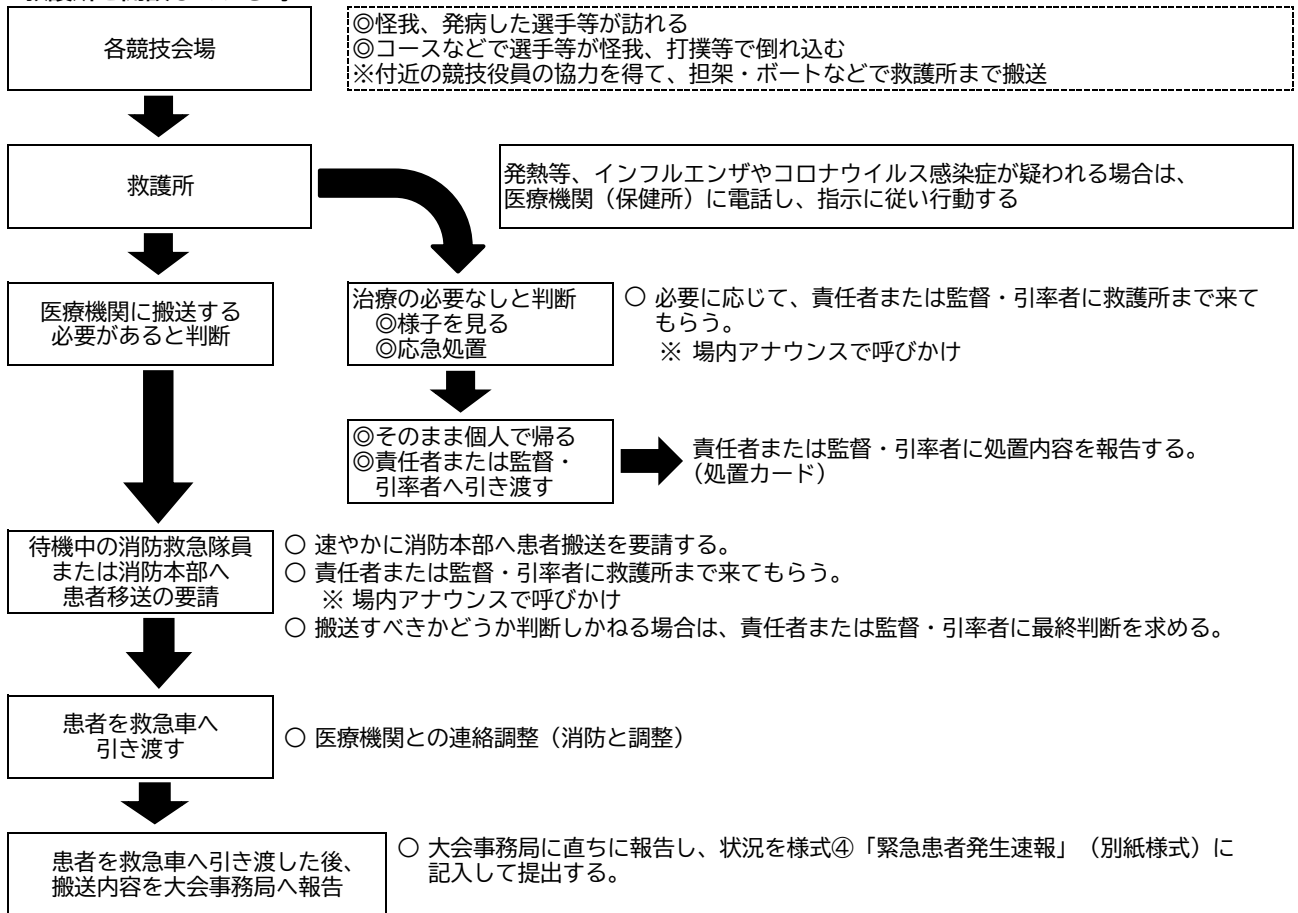


医療・救護連絡系統図

1 救護所を開設している時



2 救護所を開設していない時

(1) 練習中の負傷・発病等

- ① 救護所が未開設時に負傷・発病した場合、競技会場内の競技役員等に選手または監督・引率者が申し出る。
○ 大会事務局等で、応急処置並びに責任者等への連絡をする。
- ② 競技役員等は、患者搬送が必要と認められる場合、責任者または監督・引率者が必要と判断した場合、救急車の要請をする。
○ 患者搬送が行われた場合、大会事務局に電話で直ちに報告し、状況を様式④「緊急患者発生速報」に記入して提出する。

(2) 宿舎での負傷・発病等

- ① 宿泊する施設等で負傷・発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、各都道府県の責任者または監督・引率者が最寄りの医療機関と連絡を取り受診する。
○ 医療機関を受診した場合は、様式②「受診報告書」を、受診の結果、感染症や食中毒と診断された場合は、大会事務局に電話で報告し、翌日8:00までに様式③「感染症等罹患届書」を大会事務局に提出する。
- ② 都道府県の責任者または監督・引率者が必要と認めた場合は、救急車を要請し、搬送する。
○ 責任者または監督・引率者は、患者搬送が行われた場合、大会事務局に電話で直ちに報告し、様式④「緊急患者発生速報」を記入して大会事務局に提出する。

3 インフルエンザやコロナウイルス感染症、感染性胃腸炎、食中毒が疑われる場合

(1) インフルエンザやコロナウイルス感染症が疑われる場合

- ① 発熱、咳、咽頭痛などの症状が確認された場合は、速やかに医療機関を受診する。（事前に電話連絡）
○ 責任者または監督・引率者は、医療機関を受診した場合は様式②「受診報告書」を、受診の結果、インフルエンザ等の感染症と診断された場合は、大会事務局に電話で報告し、様式③「感染症等罹患届書」を大会事務局に提出する。さらに、その旨を宿舎にも報告する。

(2) 感染性胃腸炎や食中毒が疑われる場合

- ① 嘔吐や下痢などの症状が確認された場合は、速やかに医療機関を受診する。（事前に電話連絡）
○ 責任者または監督・引率者は、医療機関を受診した場合は様式②「受診報告書」を、受診の結果、ノロウイルス等の食中毒と診断された場合は、大会事務局に電話で報告し、様式③「感染症等罹患届書」を大会事務局に提出する。さらに、その旨を宿舎にも報告する。